

日朝合意と国民世論の支持に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年二月二十七日

有田芳生

参議院議長 伊達忠一殿



日朝合意と国民世論の支持に関する質問主意書

平成十四年九月十七日の日朝平壤宣言及び平成二十六年五月二十九日のいわゆるストックホルム合意に關し、日本国民がどの程度政府の方針を支持しているかについて、政府の認識を伺います。

一 政府は、私が平成二十九年一月二十日付けで提出した「いわゆるストックホルム合意における各記述に關する質問主意書」（第百九十三回国会質問第八号）に対する答弁（内閣参質一九三第八号。以下「この答弁書」とする）の「七について」において、「北朝鮮との關係に関する政府の方針は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、国交正常化を実現していくというものである」としています。

政府は、この方針が日本国民からどの程度支持されているとお考えですか。また、日本国民からどの程度支持されているかについて、どのような方法で把握に努めているのですか。

二 この答弁書の「八及び九について」において、「政府としては、御指摘のいわゆる「ストックホルム合意」に基づき、拉致問題をはじめとする日本人に関する全ての問題の解決に向け全力を尽くしていく考えである」としています。

政府は、この方針が日本国民からどの程度支持されているとお考えですか。また、日本国民からどの程度支持されているかについて、どのような方法で把握に努めているのですか。

三 この答弁書の「七について」及び「八及び九について」にある政府の方針は、日本と北朝鮮との国交正常化が実現するまで変更しないものと理解してよろしいですか。また、日朝平壤宣言及びいわゆるストックホルム合意を日本の方から変更または破棄することはあるのですか。変更または破棄するとしたら、それはどのような状況に陥ったときですか。

右質問する。